

## 平成23年4月26日障害児支援合同作業チーム 大谷座長提案資料

子ども子育て新システム検討会議作業グループの  
第7回基本制度ワーキングチーム（平成22年12月15日開催）資料に  
対する障害児支援合同チームの意見について

第7回基本制度ワーキングチーム資料2「障害児に対する支援について」で示された論点について、障害児支援合同作業チームは3月2日に行われた臨時合同作業チームで検討し、合同作業チーム案をまとめた。以下に、論点に対する合同作業チームの検討内容を示す。

### 1 基本的考え方

新システムの対象となる子育て支援事業は、すべての子ども・子育て家庭に良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会とすることを目的。障害児やその家庭も利用することが可能とすべきではないか。

そのとおりと思います。

一方で、医療の提供や発達支援などの障害児のニーズに対しては、きめ細かな対応が必要とされ、専門的なサービスを提供する観点を踏まえると、保育サービスで対応すべきものと、障害者施策で対応すべきものをどう整理するか。

また、保育所等訪問支援のように一般施策への専門的支援も加わっている。いずれにせよ、一般施策と障害児の発達支援に着目した専門的支援の連携が必要。

障害児も子どもであり、子ども一般に適用されるサービスについては、障害児に必要なとされる合理的配慮のもとに障害児にも適用することが必要と考えます。また、障害に固有のニーズに対応するサービスについては、障害児のために用意すべきと考えます。「『子ども』に普遍的に適用されるサービスは障がい児にも適用」し、『障がい』の固有性に着目したサービスは障がい児にも適用する。」という原則を確立すべきと考えます。

また、障害者制度全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要ではないか。

そのとおりと考えます。障害児支援合同チームの意見を尊重していただくことを希望します。

現在は、市町村において、審査会などを設け、各児童に対してどのようなサービスを提供すべきかを判定しているケースがあるが、こうした地方の取組を、新システムにどう取り込んでいくべきか。

保育所、幼稚園等子ども集団に対する障害児の受け入れた場合、障害児に必要な合理的配慮を協議する場が必要になると考えます。この場合、次の設問ともかかわりますが、入

所の判定するためではなく、どのような合理的配慮が必要になるのかを話し合う場（仮：支援委員会）が必要になると考えます。

また、保育所等訪問支援が個別給付となっていることにかんがみ、全国一律の基準による個別給付としての制度設計とすることが適当と考えます。したがって、現在、一般財源化されている障害児加算については、合理的配慮の一つのとして整理され、制度化されるべきであると考えます。

さらに、その場合、地域の身近な場で、ワンストップで相談、認定できる機関（障害児相談支援事業の関与）や仕組みが必要と考えます。

## 2 こども園（仮称）等における障害児の支援

### <基本的考え方>

支援を必要とするすべての子どもに保育サービスを提供する観点から、

- ・日々こども園（仮称）に通所することが可能
- ・保育士等の加配で対応可能

等、こども園（仮称）に通所可能な子どもについては、こども園（仮称）で受け入れられることとしてはどうか。

「通所可能な子ども」に限定することなく、必要な合理的配慮のもと障害児の地域生活保障を進めていくことが必要と考えます。

こども園等への受け入れに加え、児童発達支援センター等への併行通園についても可能となるようにするべきであると考えます。議論の際には、障害のある子どもの保護者を代表する者、支援をしている事業者等が、議論に加わる必要があると考えます。

この場合、市町村が作成する新システム事業計画（仮称）の中に、障害児の受け入れについて位置づけることとしてはどうか。

そうすべきと考えます。また、市町村障害者計画との整合性も図る必要があると考えます。

また、障害のある子どもも契約による利用を基本としつつも、契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みが必要ではないか。

そうすべきと考えます。障害の有無にかかわらず、他の子どもと同じ扱いにするべきと考えます。

### <必要な支援>

障害のある子どもに対し、特別な支援を行うためには、必要な設備・人員配置等が必要となることを踏まえ、障害児の受け入れ可能なこども園（仮称）が増えるよう、財政的な支援を行う必要があるのではないか。

そのようにすべきと考えます。障害児がこども園に通うために、環境整備が必要になる場合、特にバリアフリー等の整備が必要になるため、助成の仕組みが必要になると考えま

す。さらに、障害のある保護者が、子ども園への送迎をすることができるように環境整備も必要になると考えます。

現行の地方交付税措置において、すでに軽度障害、発達障害も含め、広く施策の対象としているところである。このため、多くの市町村で障害児保育に対して財政支出がなされているが、各市町村の判断により、障害児の対象範囲や職員配置基準、加算の内容等はそれぞれ定められている。

こうした取組については、地方一般財源により措置されており、新システムの下においても、地域主権の観点から、引き続き一般財源とするか。

または、新たな制度においては、子ども・子育て包括交付金（仮称）等を財源とし、市町村の子ども・子育て関係の特別会計から給付することとするか。この場合、国の関与が従来よりも強まることについてどう考えるか。

保育所、幼稚園等子ども集団に対する障害児の受け入れについては、保育所等訪問支援が個別給付となっていることにかんがみ障害児保育の保育士加配のための助成基準等について、当該システムと整合性を保つことができるような仕組みとする必要があると考えます。なお、障害児の地域生活支援は、国全体において強力な政策的意図のもとに進められるべきと考えます。

一般児童施策の利用者負担は、障害の有無にかかわらず「養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償」であると考えます。ただし、併行通園等の利用による利用者負担は、新たな負担が生じることのないようにすべきと考えます。

#### <その他>

現行制度において、障害児に対する特別の施策がない休日保育、夜間保育等についても、職員を加配している場合の加算など適切な措置を講じる必要があるのではないか。

そのとおりと思います。障害児の保護者の育児と就労の両立支援は制限されている現状にあり、休日保育や延長保育の加算措置を進めることにより改善していくことが必要と考えます。

放課後児童給付（仮称）における障害児に対する支援については、放課後児童給付（仮称）全体の議論の中で、検討。

現在、障害者制度改革について別途議論がなされており、その議論との整合性をとる必要があるのではないか。また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年12月3日成立）において、障害児施設等の職員が保育所等を巡回し支援する「保育所等訪問支援」が法定化されており、この動きも踏まえて検討する必要があるのではないか。

### 3 障害児の発達支援に着目した専門的な支援

障害児の発達支援に着目した専門的な支援については、現在、施設入所については都道府県等が実施主体、在宅サービス（契約の場合）については障害者自立支援法が根拠法であるなど、地域の子育て支援事業とは別体系によりきめ細かく対応。

現在、障害者制度全般について、本年6月の閣議決定に基づき、改革推進のための検討が進められており、「障害者総合福祉法案」（仮称）の提出が平成24年に予定されており、この検討の中で、障害児支援については、「総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。」とされている。

新システムにおける給付の仕組みに切り換えるか等については、その議論の状況等を踏まえ検討する必要があるのではないか。

現在、障がい者制度改革推進会議において、「障害児支援」については、作業チームを設けて検討中。

障害児に固有の施策と新システムとの乗り入れを進め、サービスの計画的整備や切れ目のない支援の確立を図ることが必要と考えます。障害児に固有のサービスの財源については、新システム財源と障害児支援財源が別々になることで、サービス間に新たなトレードオフ関係が生じ、縮小均衡（障害児の一般施策からの排除）とならないようにすべきと考えます。そのためにも、新システムにおいて検討されている子ども・子育て勘定（仮称）に組み込んでいくことも、検討されるべきであると考えます。財源の区別が、サービスの切れ目をつくりだすことにつながらないように、制度化されことを希望します。

なお、新システムにおいて創設されるサービスを障害児とその保護者にも使えるようにしていくことが必要と思います。たとえば、一時預かりサービスは障害児や難病児童にも提供できるようにしていく環境条件整備が必要と思います。また、このほか、障害児に固有の一時預かりサービスもあわせて整備していくことが必要と思います。

障害児支援合同作業チームは、5月を目途に論点整理を行っています。新システムにおける議論においても、この意見を尊重していただくことを希望します。

以上